地域避難施設開設・運用規約（例）

（趣旨）

第１条　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の７第１項の規定により、市長が指定する避難所とは別に、風水害や台風、地震等の災害発生時において、自宅待機や指定避難所に避難することが困難な地域住民の一時的な避難先として、千葉市に認定された地域避難施設の開設及び運営を円滑に行うため、本規約を定める。

（名称）

第２条　本規約における地域避難施設の名称は〇〇〇〇とする。

（所在地）

第３条　地域避難施設の〇〇区〇〇〇〇に設置する。

（開設・運営等）

第４条　地域避難施設は、〇〇〇〇町内会（以下、「町内会」という。）が自主的に開設及び運営する。

２　次の各号いずれかに該当する場合は、地域避難施設を開設する。

（１）長時間降り続く雨の影響等で、洪水や土砂災害等の発生が懸念される場合

（２）台風が関東地方に接近するおそれがあるとき

（３）震度５強以上の地震が発生したとき

（４）市から避難指示が発令されたとき

（５）町内会が管轄する地域内で災害が発生したとき

（５）その他町内会が開設を認めるとき

３　地域避難施設は、町内会が所属する〇〇〇〇避難所運営委員会（以下、「避難所運営委員会」という。）及び（指定避難所名）と連携した運営を行う。

**（避難所運営委員会及び（指定避難所名）への報告）**

**第５条　次の各号いずれかに該当する場合は、避難所運営委員会及び（指定避難所名）へ報告するものとする。ただし、連携する指定避難所が開設されていない場合は、報告を原則不要とする。**

**（１）地域避難施設を開設したとき**

**（２）避難者が地域避難施設に訪れたとき**

**（３）地域避難施設を閉鎖したとき**

**（４）その他避難所運営委員会及び（指定避難所名）から何らかの報告を求められたとき**

（費用負担）

第６条　地域避難施設の開設・運営等に伴い、費用が発生する場合は、町内会が負担することとする。

２　地域避難施設の使用に伴い、汚損・損傷等が発生した場合の復旧等に係る費用は、町内会及び〇〇〇〇が協議のうえ決定するものとする。

（避難者の受入れ等）

第７条　地域避難施設を避難先とする避難者は、〇〇〇〇の範囲の者とする。

２　地域避難施設を開設後、〇日間使用できるものとする。

３　町内会は、前項に定める使用期間を経過後、なお地域避難施設から退去しない避難者がいる場合は、当該避難者に対し、退去を求めるものとする。

（会議の開催）

第８条　地域避難施設の開設・運営に係る会議を年〇回以上開催するものとする。

（補則）

第９条　この規約に定められていない事項及び疑義が生じたときは、その都度協議のうえ決定するものとする。

附則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

|  |
| --- |
| ・あくまで一例ですので、条項の追加・削除は任意で行っていただいて差し支えありません。ただし、「避難所運営委員会及び（指定避難所名）への報告（規約（例）中の第５条）」については、必須です。  ・下線「＿」や「○」で記されている箇所は適宜変更してください。 |